

高知県ものづくり（タイ・ベトナム）サポートデスク利用規約

本利用規約は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）が運営する「高知県ものづくり（タイ・ベトナム）サポートデスク（以下、「現地サポートデスク」という。）」の利用方法や条件を定めるものです。

（支援対象国及び業務委託先）

第1条 支援対象国及び業務委託先

支援対象国	タイ	ベトナム
業務委託先（以下、委託事業者という）	株式会社NC ネットワーク	B&Company 株式会社

（現地サポートデスクの所在地）

第2条 タイサポートデスクの住所

No. 142 Two Pacific Place, 11th Floor, Unit 1101,
Sukhumvit Road, Khlongtoei, Khlongtoei, Bangkok 10110 Thailand

2 ベトナムサポートデスクの住所

4F, VINARE Building, 141 Le Duan, Cua Nam Ward, Hoan Kiem District, Hanoi

（利用対象者）

第3条 高知県内のものづくり企業並びに団体（以下、高知県企業等という。）

（利用用途）

第4条 相談（貿易、投資相談、取引先発掘相談、市場調査、展示会出展支援等）及び問い合わせ（市場動向、現地での困りごと全般等）に関すること

2 商談、現地企業との打ち合わせの際のサポート及び一時的な会議スペースの利用

3 専門業務の支援又は斡旋

- （1）現地人材発掘、紹介業務（現地採用のための現地人材の発掘、紹介）
 - （2）特定技能制度等に係る送出機関の紹介業務（一定程度実績がある機関の選別、紹介）
 - （3）企業信用調査（現地の取引先企業に関する信用調査）
 - （4）営業代行業務（現地企業との営業や契約書締結等の業務代行）
 - （5）翻訳サービス（各種情報の翻訳）
 - （6）法務、税務に対する各サービス
 - （7）トラブル対応（債務不履行、知的財産侵害などに対する法的な対応、アドバイス）
- ※詳細については、センター及び現地サポートデスクからヒアリングさせていただきます。

(利用料)

- 第5条 原則無料。ただし、前条3項の専門業務の内容によっては、他事業者への斡旋を行う場合があります、その際は別途利用者から他事業者への費用が発生します。
- 2 利用者が現地サポートデスクの利用希望を告げることなく直接サポートデスクに依頼した業務にかかる経費等については、利用者の負担となります。
 - 3 その他利用者が負担すべきと認められる経費等については、利用者の負担となります。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 土曜日及び日曜日、現地サポートデスク利用国（タイ国又はベトナム国）の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日
- 2 現地サポートデスク利用国の現地時間午前9時から午後5時まで

(利用から実施報告までのフロー)

- 第7条 利用にあたっての手続き等は以下のとおりです。
- ①利用者はメール（gaisyou@joho-kochi.or.jp）で「利用申込書兼相談依頼書」をセンターまで提出
 - ②センターから、利用の可否を記載した結果通知書を利用者に送付
 - ③現地サポートデスクから利用者に支援開始の連絡
 - ④利用後、利用者はアンケートをセンターに提出

(秘密保持及び現地情報等の帰属について)

- 第8条 センター及び現地サポートデスクは、利用者から知り得た情報および利用者から依頼されたサービス内容に関して秘密を保持し、利用者の同意なく第三者に開示しません。ただし、法令等に基づき公的機関等からの開示の要請があった場合には、当該公的機関に開示する事があります。
- 2 現地情報等一般的な事項については、高知県及びセンターが実施する海外ビジネス支援のための資料等として活用させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - 3 現地サポートデスクから提供された現地情報等を利用者がセンターに無断で第三者へ提供することはできません。

(個人情報の取扱いについて)

- 第9条 入手した個人情報については、個人情報保護法に基づき、厳正に取り扱います。

(現地サポートデスク会議スペース利用時の留意事項)

- 第10条 荷物、貴重品、情報セキュリティ等は利用者の責任で管理をお願いします。紛失、破損、情報漏洩等については、センター及び現地サポートデスクは一切の責任を負いません。

- 2 オフィス内は禁煙です。喫煙は決められた場所をお願いします。
- 3 ご利用にあたり、ご不明な点についてはセンターまでお問い合わせください。
- 4 複数の利用申込みがあった場合など、予約成立後も当日の利用時間の調整等を行わせていただく場合があります。
- 5 Wi-Fi への接続方法等については、現地サポートデスクにお問い合わせください。
- 6 プリンター、コピー機を設置しておりますので、ご利用ください（無料）。

(注意事項)

第 11 条 現地サポートデスクの利用により、直接、間接に関わらず生じた結果について、利用者が不利益を被る事態が生じても、センター及び現地サポートデスクはその責任を負いません。

- 2 現地サポートデスクの紹介した商談先等が、結果として利用者の希望と異なっても、センター及び現地サポートデスクはその責任を負いません。
- 3 相談内容によっては、他の適当な公的機関や団体等をご紹介する場合があります。
- 4 利用申込の内容に応じ、余裕をもってお早めにお申込みください。お申込みの段階で時間的な余裕がない場合、ご希望の支援業務を実施できない場合やご利用をお断りすることがあります。
- 5 お申込み後においても、現地事情等により、支援業務の実施・調整ができない場合があります。

【本件についての問い合わせ先】

公益財団法人 高知県産業振興センター ものづくり海外展開サポートデスク

住所：高知県高知市布師田 3992-2

TEL：088-845-7700

FAX：088-846-2556

E-mail：gaisyou@joho-kochi.or.jp